







◆◆ 第1部講演 ◆◆

「犯罪被害者とその支援～私の体験～」

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

理事長 平井 紀夫 様

【はじめに】

皆様、こんにちは。本日は、静岡犯罪被害者支援センターが20周年をお迎えになった記念すべき犯罪被害者支援講演会において、お話をさせていただく機会を得ましたことを誠にありがたく思っております。20周年と言いますが、山あり谷ありの20年ではなかったかと思えます。多くの関係者の皆様のご協力を得ながら20周年を迎えられたことに深く敬意を表しますと共に、お祝いを申し上げたいと存じます。

本日は「犯罪被害者とその支援」というテーマでございます。私の体験を中心にして、前半は犯罪被害者の置かれている状況、或いはその心情について、また犯罪被害者は加害者によってこれまで歩んできた道とは全く異なる道を歩まねばならないわけですが、そのことについてお話し申し上げ、後半では日本の犯罪被害者支援の経緯及び現状について、また我々民間団体がこれからどのような活動をしていこうとしているのか、ということについてお話し申し上げたいと思えます。後半の部分につきましては、今日お手に全国被害者支援ネットワークの2017年度活動報告書をお届けしておりますので、それをご覧いただきながらお聞き取りいただきたいと思います。

【事件直後の状況】

それは1996年9月8日、夕方6時半頃のことでございました。突然中国の北京大使館から自宅に電話が入ったわけでございます。書記官から「あなたの息子が北京のホテルで死んでいる。首を切られている。財布がない。従って明日北京へ来てもらいたい。死体の解剖をしたいので同意を得たい。」と手短かに伝えられたわけでございます。私はその電話を聞き、全身が熱くなってその場に座り込んでしまいました。間もなくいたしますと、電話のベルが鳴り出しました。マスコミの皆さんからの取材でございます。もう暫くいたしますと、今度は自宅のインターホンのベルが鳴り出しました。近くのマスコミの皆さんからの取材でございます。取材は明け方2時まで続きました。後から聞きますと、朝刊の締切りが午前2時ということで、その締切り時間まで取材がなされたわけでございます。

翌朝、関西空港に行くために、朝5時半に自宅を出よういたしますと、門の前にはテレビのカメラが待っていたわけでございます。関西空港に着きますとチェックインカウンターでもテレビのカメラが並んでいたわけでございます。さすがにラウンジではそういうことはなかったわけですが、搭乗時間になりますとラウンジから登壇口までずっとテレビのカメラが一緒でございます。

た。北京空港に着き入国手続きを済ませて、空港を出よういたしますと、そこにもテレビのカメラがあったわけでございます。

帰りも同様でございます。北京から関西空港に着きまして、飛行機を出よういたしますと、そこにテレビのカメラがあり、税関の検査のところまでずっとテレビのカメラが一緒でございます。夜遅く自宅へ帰りますと、マスコミの皆さんが取材で待っておられました。今ほもうマスコミの皆さんの自主規制もございまして、こういったことはないのでございますが、私の時は混乱した中でこういった取材攻勢は、本当に辛いものがございます。

話は少し戻りますけれども、翌朝自宅を出て、午前の便で北京へ向かいますと、昼過ぎに北京へ到着いたします。ホテルへ荷物を入れ、それから領事館の方の案内で、遺体の確認がございました。北京市の西の北側だと思えますが、大きなお墓がございまして、その一角に死体安置所があったわけでございます。直ちに遺体を確認し、その場で公安、日本の警察の事情聴取が約二時間ございました。どうして息子が北京に来たのか、旅の理由は何なのか、どのような予定だったのか等々約二時間の事情聴取を受けたわけでございます。

その日はそれで終わりました。翌日、日本で言えば警視庁になるかと思いますが、大きな部屋で公安の方の説明に基づき、息子の遺品を一つひとつ確認いたしました。この日の午前中で私の北京での用向きは終了したわけですが、私としてはどうしても殺害されたホテルを見たいわけでありまして。ホテルの状況については領事館の方から説明を受けておりましたけれども、この目で確かめたい、どうしても午後にはホテルへ行きたいと希望したわけでございます。最終的にホテルの許可も得て、ホテルに行くことができました。ホテル側からすれば、殺人事件が起こり、一段落したときに、また家族が来るということは、迷惑なことであったと思えますが、「どうしても確認したい。」と思ったわけでございます。約一時間程ホテルで待ち、公安の方がお出でになって、部屋を案内されました。しかし、部屋の中に入ることはできず、部屋の確認だけで帰らざるを得ませんでした。息子の状況をお聞きしておりますと、息子が北京でクリニックにかかっていたことが分かりまして、早速クリニックに電話をいたしました。担当医の先生がおられまして、「ぜひお会いしましょう。」ということでしたので、夕刻にクリニックに向かいました。詳しく診察の経緯をご説明いただいて、息子の最後の状況をお聞かせいただくことができたわけでございます。

翌日は、息子を連れて帰りたいと思ったわけですが、海外の事故の場合、そう簡単に帰れるわけではございません。北京空港に着いたときに、領事館の方から、「いつ帰れるか分かりませんよ。」と念押しがありました。ですから、その次の日は、ホテルで待たざるを得ないわけですが、ホテルで一日中妻と二人で待っているというわけにもいきません。「もう一度息子に会いたい。」とお願いしまして、午後、先ほど申し上げた遺体安置所で再会を果たすことができましたわけでございます。遺体には綺麗な花が供えられておりました。

翌日帰国が許されまして、午後の便で北京から関西空港へ着き、翌日には通夜、その次の日は告別式と、ちょうどこれで事件から一週間経ったわけでございます。

このときの私の状況を少しご説明いたしますと、冒頭に全身が熱くなったと申し上げましたけれども、北京のホテルで色々話をしたり、公安の方々と話をしたり、色々なことをしているときは全くそういうことはいわけてございまして、「さあ、寝よう。」ということになりますと、全身が熱くなるわけでありまして。当然、寝られませんが、恐らく何時間かは寝ていたんだろうと思えますが、自分としては寝ていたという記憶、寝られたという記憶はございませんでした。当然のことながら、食事のままならぬわけでございます。幸い私共会社の事務所が北京にありまして、北京の仲間たちが非常に気を遣ってくれて、最初の日、二日目と「食事は一緒にしましょう。」ということで、一緒に食事をさせていただきました。その時は仕事で出張したときと同じように話をしているわけでございます。しかし、三日目に妻と二人で、ホテルで食事となりますと、食事どころではないわけでございます。

さらに記憶が定かたではないわけでありまして。恐らく皆様方は今朝何時ごろにお起きになって、こういうことを自宅でなさって、そして午前中こういう人と出会い、ここへお出でになったということは、時系列的に覚えておられると思います。しかし、事件の電話がかかって以来、そういう時系列的な記憶が残っていないわけでありまして。記憶は点でしか残っていないのであります。例えば、当日の夜、親戚ですとか、或いは会社の上司であるとか、電話をしておりますけれども、誰と誰に電話をしたということは覚えておりますが、どういう内容の話をしたのかは一切記憶にございません。

また翌朝、朝早く自宅を出よういたしますと、前日の夕刻には息子が死んでしまったと伝えられたわけですが、まだ生きていたと思って北京に向かうわけであります。空港で新聞を見ますと、事件の記事が新聞各紙に出ておりました。それで我に返って慌てて部下に電話をし、事の次第を伝えたということでございます。こうしてお話をしておりますと非常に時系列的に整理をしたお話でございますが、こうしたお話は、私は10年間でできなかったんですが、10年目にお話をさせていただく機会を得て、当時のメモを整理して、お話を申し上げているということでございます。

また、自責の念でございます。息子は大学生でございました。その年の三月には、インドへ一人で旅をしております。一人旅から帰ってきて暫くして、「今度は中国へ行きたい。」と言いました。しかし、親としては、息子はまだ学生であり、時間もあるからと色々話したわけでございますが、本人の決意は固く、夏休みに中国へ旅立ったわけでございます。恐らく私が、「反対だ。」と言っていたら、行かなかったんだろうと思えます。また、妻や娘にこのような辛い思いをさせずに済んだと思えます。このように自分の責任と言いますか、自分を責める気持ちが大変強い日々が続いたわけでございます。

また暫く経って、どのような状況に陥ったかと言いますと、一つは「自宅を出る」ということに大変勇気がいるのです。自宅を一步出ますと、いろんな方に出会うわけでありまして。その人一人ひとりが自分を凝視していると思うわけでございます。ですから、もう家を出ないで家にいた方が安心であり、安全であると思うわけでございます。「自宅を出るのには勇気がいる」というわけでございます。

そういった中、当然、毎日食事をするわけでございますから、妻が買い物に出掛けました。近くへ買い物に出掛けますと、当然ご近所の方々と顔を合わせるわけでございます。ある方から「お元気ですね。」と声を掛けられたわけでございます。恐らく後から考えてみれば、その方は、「どうされているか心配していましたが、こうして出掛けられて良かったですね。」というお声なのか、或いは「心配しておりましたけれども、どうぞお元気で毎日を過ごしてください。」という励ましの言葉であったのか、と思うわけでございます。妻にしてみれば大変なショックだったのです。何故なら元気でいるわけがないのです。その方の「元気でね。」という言葉は、自分がそういう風に他の人から見られているのかと思ひ、ショックを受けたわけなのです。よく犯罪被害者は何気ない言葉で傷つく、二次被害のことを言われますが、まさにこれは二次被害でございます。

私は事件後10日あまり経って出社いたしました。周りの方々が大変気を遣ってくれましたが、ある方から、「頑張って下さいね。」と一言声を掛けられたわけでありまして。これまた先ほど妻が声を掛けられたように





励ましであり、怒めであったと思うわけですが、私にしてみれば「頑張っているからこそ、こうして会社に出てきているんだ、その上に更に頑張れということか。」と、その時は大変ショックを受けたわけでございます。

#### 【家族で始めたこと】

事件後、日が経過してまいりまして、私たち家族の日常生活の中でいくつかのことを始めたわけでございます。その一つは墓参りをすることです。長男でございますので、墓を作るかどうかということも悩んだわけでございますが、結論としては「墓を作ろう。」ということになりました。毎週土曜日か日曜日にはお墓参りをいたしました。10年間毎週続けたわけでございます。最初の頃は、「こういうことが起こったよ。」「今週はこんなことをこうしたよ。」というような報告と聞きましょうか、そういう対話をしておりましたが、毎週続けてお参りすると返事が返ってくる気がするわけでありまして、考えてみれば23年間一緒に生活してきたわけでありまして、どういふことを言えばどういふ返事が返ってくるということは、予想ができるわけでありまして、従って、こういうことを言えば、このような返事が返ってくるだろうと感じるようになったわけでありまして、しかし毎週続けてお参りすると別にお墓に行かなくても、今日もそうでありまして、この辺に息子がいるように思うわけでありまして、「息子と共に生きていく」と思うようになるわけでございます。私共家族は、「息子と共に生きる」と思いつつ、今日を迎えたわけでございます。従いましてお墓参りを通じて、本当に多くのことを学んだといえます。勇気付けられてきたのでございます。

もう一つは、私たち家族はどうしても息子が死亡した北京のホテルの部屋を見たいと思っておりました。先ほど申し上げたとおり、当日は部屋の中を見ることができませんでした。暫く経って、死亡時刻は9月7日の15時と判明いたしました。日本時間では16時でありますけれども、従って、「翌年の9月7日の15時にはどうしても息子が居た部屋へ入りたい。」と外務省を通じてホテルにお願いをしていただきました。しかし、ホテル側からすれば、先ほど申しましたとおりの歓迎されないお客でございますから、そう簡単に許可が下りませんでした。9月7日が近づいてまいりまして、色々お話をする中で、ようやく私たちを受け入れても良いということになりました。そこで9月7日に北京に行きまして、ホテルを訪ねたわけでございます。その部屋を見て、「ここだったのか。」と手を合わせたいということだけで、それ以上のことは何も考えていなかったわけでございますが、厳重な警戒でございました。部屋でちょっと動こうとすると、「何をやるんだらう。」と思われたのかもしれませんが、ホテルの方がさっと近づいて来られました。本当に警戒心を持って迎えられたということでございます。しかし、私共の考えとしては「お参りするということでは十分なんです。」ということをお聞きいただき、翌年からは快く、「お出で下さい。」ということで、翌年も

翌々年も、また五年目も、十年目も参りました。しかし、十年目に「このホテルも北京オリンピックで建て替えますから、もうこの部屋はなくなりますよ。」と念を押されました。しかし、自分たちとしては、10年目ですから一つの区切りだと思ったんですが、10年たっても区切りはつかないわけです。やはり20年目も行くことと考えていました。現地の状況をお聞きしますと、ホテルは大きなビルになっていて、その何階かをホテルが占めているということが分かりました。ホテルの以前の形跡は全くないということも分かりまして、結果的に行かなかったわけでございます。

#### 【多くの方々に支えられて】

こうして私たちが、一年、二年と乗り越えることができたのは、多くの方々の支えがあったからでございます。

何よりも親戚の方々、事件当日から折りに触れ自宅を訪れて、或いはお参りいただいて、色々なお話をいただきました。家族にとっては大きな励みになり、手助けになったのでございます。

また会社の同僚にも助けていただきました。先ほど来申し上げてお参りしております、スムーズに北京で行動できましたのも、会社の仲間たちが、様々な面で手助けしてくれたからですし、また北京から帰りまして、通夜、告別式に大勢の方にお参りいただいたわけでございますが、とても私たち家族だけでできることではありません。本当に会社の仲間が大勢手助けをしてくれて、そして通夜、告別式を無事終えることができました。またその後も、会社の仲間たちに、私たち家族を励ますための夕食会を開いていただきました。

このように様々な周りの方々の手助けで、私たちが徐々に元の生活を取り戻せていけたんだと思っております。

とりわけ、息子の友人たちが毎年9月の第一日曜日にはお参りをしていただき、自宅へ来て、様々な話をして帰ってくれます。最初の年は、40名ぐらいたったと思っておりますけれども、その次の年は10数名、そしてもう7、8名と人数は少なくなりましたが、この20数年間、毎年絶やさず、来てくれています。友人の多くは結婚し、子どももおられるわけですが、子ども達を連れてお参りしてくれています。このことが妻や娘にも大きな力を与えてくれています。なぜならば、私たちが、「息子はこういう息子だ。」と思っている息子と違う側面と言いますか、「こういうことがありましたよ。」という話をしてくれるわけでございます。或いは息子が私たち家族のことをどう思っていたのかというようなことも、友人達が妻や娘に話してくれるわけでありまして、新しい息子の姿を発見できる、本当にいい機会であり、大きな励みになっているわけです。2年前には亡くなって20年になるということで、約30名も集まっていたで恩会をしていただきました。

こうした様々な手助けを得て、ようやく私たちの生活も取り戻せたということでございます。

#### 【私たち家族の取り組み】

時間の関係で省略させていただきますけれども、私たち家族が実行してきたことを二つだけ申し上げておきたいと思っております。

一つはゴミ拾いをするのでございます。息子は大学生でしたけれども、阪神淡路大震災のときには、土曜日、日曜日に出掛けて行って、被災者の方々の手助けをしておりました。また近くの福祉施設でお手伝いをさせていただくという、そんな気持ちの持ち主でございました。私たち家族も、息子の気持ちを何か覗きたくはないかではないかということで、色々考えました。しかし、私は技術者ではございませんし、社会に役立つような資格を持っているわけでもございません。そういう意味で役立つことがなかなか見つからなかったわけですが、最終的に近所のゴミ拾いを、月に一度、小一時間、しようかと決めました。これまでに22年間続けてまいりました。この22年間、時代の変遷もあり、このゴミ拾いを通じて色々なことを学ぶことができたわけでございます。

もう一つは犯罪被害者支援活動の関係でございます。京都の被害者支援センターも今年20周年を迎えました。息子の死は1996年と申しましたけれども、京都の犯罪被害者支援センターが1997年の夏から設立準備を始めるということで、私にも声がかかり、京都犯罪被害者支援センターの活動に参画することになりました。そして、先ほどご紹介したように、京都犯罪被害者支援センターの役員として全国被害者支援ネットワークに参画するようになりました。また後ほど説明いたしますけれども、「犯罪被害者等基本計画」が策定されまして、犯罪被害者、或いは犯罪被害者支援の充実を図るための検討会がございました。その役員としても加わることができたということもございまして、

様々な面で私が犯罪被害者支援に関わってきたということ、これはまさに、先ほど「息子と共に生きる」と申し上げましたように、むしろ息子に導かれてこうしてやってきたのだというのが率直な気持ちでございます。

後半の犯罪被害者支援についてお話をさせていただきます。お手元の資料の3頁をご覧くださいと、日本における犯罪被害者支援の経緯をご説明しております。「全国被害者支援ネットワーク1998年に設立」とございまして、これは全国の被害者支援組織でございまして、被害者支援センターはそれよりも前に、それぞれの都道府県でスタートしているわけでございます。日本における取り組みは、前理事長である東京医科歯科大学精神科の山上教授が、1992年、東京医科歯科大学の自らの研究室でお始めになったのが最初でございます。その経緯をお話いたしますと、犯罪被害者に支給される給付金が1980年に創設されました。その10周年を記念して1991年10月に「被害者救済の未来像」というテーマのシンポジウムが開かれたわけでございます。これから被害者をどう救済していくのかというテーマで、増上の刑法学者、或いは精神科医



等々の学識経験者の先生方がご議論をなさって、その大方の方向は、犯罪被害者が本当に救済を求めているのか、或いは、求めているとすれば、どういふ救済を求めているのか分からない、まずその調査から始めていくべきだというまとめをされておりました。このことは、後ほど実行に移されるわけでありまして、大方そういう結論になっていたわけでございます。

そのシンポジウムに参加されていた大久保恵美子さんが、この方は交通被害で息子さんを亡くされた方でありまして、その議論の終わりに発言されたわけでありまして、その発言は、「私も先生方のご議論はよく分かります。しかし、私たち犯罪被害者は今声を上げられないんです。じっと耐えるしかないんです。」というものでした。また、ご議論の中で、自助グループの活動—犯罪被害者の方々が集まって、自分たちの体験を共有して、立ち直っていくという活動—が被害回復に役立つという話が議論の中であったわけでございます。「その自助グループは大変重要なんですけれども、その自助グループを運営していくためには、やはり精神的な面から、専門的な方が援助していただくことがどうしても必要なんです。」と発言されたのでございます。その声に応える形で、翌年、壇上におられた山上教授が自らの研究室で「犯罪被害相談室」をお始めになったというのが、日本の民間団体としての被害者支援活動のスタートでございます。当然それまでにいくつかの犯罪被害者にかかる活動があったわけでございますが、今我々が活動している原点はここにあるわけでございます。私達の活動は犯罪被害者の声に応える形で始まったわけでございます。

そして二番目に水戸、今の茨城ですね。その後北海道、石川、大阪、広島、紀の国(和歌山)、そして愛知というように8つのセンターが設立されたときに、1998年に、全国被害者支援ネットワークが設立されたということでございます。翌年には「犯罪被害者の権利宣言」が全国被害者支援ネットワークにおいて制定されたわけでございます。これは犯罪被害者が人間として尊重されること、支援を受ける権利があること等々を宣したものでございます。その後、この静岡でも、そして全国各地で被害者支援センターが設立されまして、2009年には47全都道府県で犯罪被害者支援セン



ターが設立されたわけでございます。

ですから、日本の犯罪被害者支援を考える場合、日本の民間団体の全国的な活動は、まだ10年も経っていないわけでありまして。ネットワークが1998年に設立されたと申すけれども、ヨーロッパやアメリカではそれよりも約20年前に全国組織が設立されております。イギリスでは「VS」という、或いはアメリカでは「NOVA」という全国組織ができています。日本は民間団体としては20年遅れてスタートしたわけでございます。翌年の2010年には北海道でもう一箇所の被害者支援センターが全国被害者支援ネットワークに加入し、2010年に現在の48被害者支援センターの体制ができました。その後2015年に全都道府県の被害者支援センターが各都道府県の公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けることができたわけでございます。犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける意義ですが、(この静岡犯罪被害者支援センターも11年前に指定を受けておられるわけですが)被害者支援センターが、被害者の相談に応える体制が整っていることを認定していただくという意味があります。つまり守秘性がある電話相談、面接相談ができる設備があるかどうか、そして、相談に応じるだけの相談員等の人の体制ができていくかどうか、また秘密を守ることができる仕組みができていくかどうか、そういったことを認められて、初めて早期援助団体の指定を受けられるわけでございます。つまり、市民の皆様方からみれば、「安心して相談できる組織である」ということが認められている、ということなんです。この指定を受けると、被害者の同意を得て、被害者支援センターに警察から情報提供がなされるわけでありまして。つまり、ご本人の同意があれば、被害に遭った直後から私たちの活動ができる、直接被害者に働きかけができるということでございます。つまり、2015年に全国の被害者支援センターが早期援助団体の指定を受けることができ、全国的な被害者支援体制が整ったのでございます。例えば長野県で大きなバス事故があって、東京の学生の方々が乗っておられて、多数の死亡事故がございました。この事故の被害者には、直接的には長野の被害者支援センターが支援をさせていただくわけでありまして、被害者は宮城であったり、千葉であったり、東京であったり、全国各地の出身者であります。全国各地で、治療を受けられたり、葬儀をされたり、或いは裁判をされたりされるわけでございます。これらの支援をさせていただくのは、全国各地の被害者支援センターでございます。こういう体制ができたのは、まだ数年前でございます。ようやく私たち民間団体も、日本中で犯罪被害者を支える仕組みができたということでございます。支援活動の内容の充実が今後の課題ではありますけれども、

一方、最初に被害者に接するのは警察でありますから、1996年に犯罪被害者の人権を尊重することを旨として、被害者対策綱領が定められました。被害者の人権を尊重し事情聴取することを旨とすること、そのこと

が国民の安全を守る警察の使命につながるものであると定められたのです。さらに全国の警察本部に犯罪被害者対策室が設置され、全国的に犯罪被害者に対する支援体制が整えられたのです。そして先ほどご挨拶にありましたように、2004年に犯罪被害者等基本法が定められました。犯罪被害者の尊厳が認められ、それに相応しい保障を受ける権利があると認められ、そして、被害にあった直後から被害回復まで、途絶えることなく支援を受けることができること、そのために国を挙げて必要な措置を講ずることを定めたのです。翌年の犯罪被害者等基本計画では、より具体的に細かく諸施策が策定され、日本の犯罪被害者への支援体制が整えられてまいりました。現在、第三次基本計画が進められているところでございます。従って、日本の犯罪被害者及び犯罪被害者支援に関する様々な施策は、欧米と比べて20年遅れてスタートしましたけれども、ここ10年ばかりでスピードアップされて、アメリカやヨーロッパの国々と同じような体制が整えられるようになってきたのです。しかし犯罪被害者に対する施策の枠組みは整えられましたけれども、内容的にはまだまだ不十分であります。これからの私たちの大きな課題だと思っておりますけれども、急速に2000年以降、様々な法律改正によって犯罪被害者に対する施策が充実してきたということでございます。

そして、民間団体の現在の犯罪被害者支援の状況を8頁、9頁に亘ってご説明させていただいております。私たちの活動は先ほど司会の方からご紹介がございましたように、電話・面接相談と直接的支援という活動が中心であり、実際に被害者に寄り添う活動、これが大きな活動でございます。それを先ほど来申し上げておりますように、全国で展開しているわけなんです。そして、ここ十数年、警察においても、検察庁においても、裁判所においても、或いは地方自治体においても、弁護士の皆様方においても、臨床心理士の皆様方においても、病院においても、関係者の皆様方のご努力下、格段に犯罪被害者及び犯罪被害者支援に関する理解は深まっております。しかし民間団体の意義、役割はどこにあるのかと言いますと、分かりやすく申し上げます、例えば、裁判所は裁判が終われば裁判所としての役割は終わるわけでありまして。裁判が終われば被害者の痛みは解消されるのか、決してそうではありません。10年、20年、恐らく私の例からすれば30年経っても、死ぬまでそれは無くなるわけでありまして。犯罪被害者は事件に遭遇し、警察に、或いは検察に、或いは裁判所に、様々な地方自治体に、いろいろな関係者に関わるわけなんですけれども、それを通してと言いますが、被害者から求められれば、5年後、10年後、20年後、30年後であろうとも、支援するのが民間団体の役割でございます。ここが決定的に違うところでございます。ぜひ、民間団体の被害者支援の役割をご理解いただきたいと思っております。そのことは、犯罪被害者等基本計画の犯罪被害者支援についての項目に明記されております。犯罪被害者の方が全国どの場所においてもいつでも求

める支援を受けられる活動は民間団体と共に行うと明記されているわけなんです。このことを我々は肝に銘じて活動を進めてきているのでございます。

そして8頁にございますように、電話相談は全国で29,000件弱でございます。その二分の一が性犯罪被害者です。2割強が殺人とか身体犯の被害者です。10数%が交通事故の被害者です。数%ずつ、DVであるとか、ストーカーであるとか、或いは児童虐待であるとか、或いは財産的被害であるとか、様々な被害の相談があるという状況でございます。次に、裁判所等の付添い等を支援する直接的支援でございます。全国で約8,000件の支援をさせていただいております。皆様方は多くの支援をしているなどと思われるかもしれませんが、しかし現在全国の警察に1年間に届けられる事件の件数は約90万件でございます。交通事故の件数は約50万件弱でございます。交通事故と警察に届けられる認知件数を合計いたしますと約140万件弱の被害があるわけでありまして。窃盗等の被害も多いわけでありまして、事件数からみますと支援できているのは140万件の2%でございます。決して多いわけではございません。その資料を見させていただきますと、この10年間で認知件数は百数十万件減っております。つまり、犯罪被害は劇的に減っているのに、私共の犯罪被害者の相談は年々増えている。特に性犯罪被害は急激に増えているということです。まだまだ我々の存在を知らずに、或いは電話もできずに待っておられる被害者は大勢おられる、ということも肝に銘じて活動していかなければならないと思っております。

もう時間が参りましたけれども、もう一つは電話相談の対応時間です。この資料からもお分かりのように全国の被害者支援センターの電話相談の時間は、ほとんど平日の10時から16時までになっております。しかし、性犯罪被害の被害者は、過半数が未成年であり、

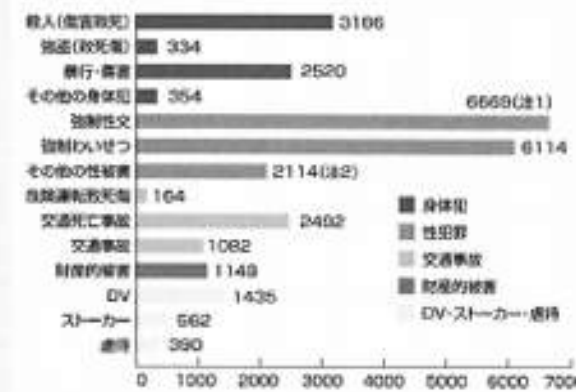
平日の昼間は学校に行かれていますか、働いておられるわけでありまして。被害者が相談したい時間には被害者支援センターは閉まっているわけでありまして。そこで、今年の4月から全国の被害者支援センターと全国被害者支援ネットワークとが統一番号で電話相談をさせていただいております。12頁の上をご覧くださいとお分かりのように、「0570-783-554(なやみはここよ)」という番号にかけていただきますと、平日の午前10時から午後4時までは静岡の被害者の方であれば静岡の被害者支援センターにかかりますが、早朝(午前7時30分から)や深夜(午後10時まで)、土曜や休日はネットワークの東京の電話サポートセンターにかかります。このように早朝から深夜まで、休日も含めて全国で被害者を支える仕組みがようやくスタートし出したところでございます。

### 【まとめ】

最後になりますけれども、冒頭で申し上げたとおり、犯罪被害者は加害者によって、これまで歩んできた人生の道とは異なる道を歩まざるを得なくなるわけでございます。悩み、苦しみ、悲しみ、毎日を過ごしておられるわけでありまして。そのためには、多くの皆様方、とりわけ近くの皆様方の手助けが必要なのであります。その一員として、この静岡犯罪被害者支援センターも活動しているわけでありまして。ぜひそのことをご理解いただきまして、静岡犯罪被害者支援センターの活動にご関心をお持ちいただいたり、またご参加いただいたり、或いは、できれば賛助会員になっていただき、活動の手助けしていただければ大変ありがたく思います。

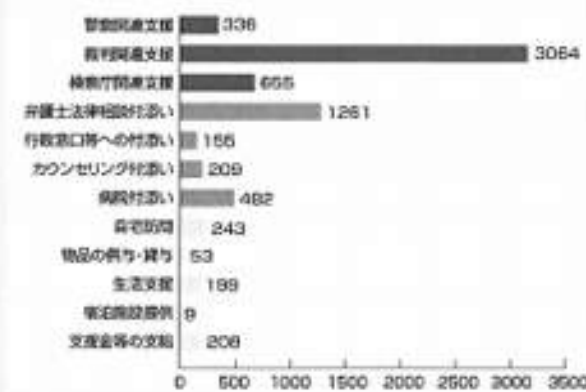
少し後半端折ってしまいましたけれども、ぜひともこの活動をご理解いただきますようお願いいたします。私のお話を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

### 2017年度相談件数



(注1) 強姦等を含む  
(注2) 監禁者性交等罪、監禁者わいせつ罪を含む  
※上記注釈については2017年7月の刑法改正を受けて罪名が変更になったことを示します。  
上記統計にはワンストップ支援センター受付分を含みます。

### 2017年度直接的支援件数



(全国被害者支援ネットワーク発行  
「2017年活動報告書」より抜粋)





白井▶ コーディネーターを務めさせていただきます副理事長の白井と申します。よろしくお願いいたします。

最初に私の方からこのパネルディスカッションを企画した目的というものを説明させていただきます。

静岡県で犯罪被害者の支援活動が始まったのが、ちょうど今から20年前。今年で20周年ということになります。全国で9番目ということですが、この9番目の中に静岡が入っているということをお私に誇りに思っておりますが、最初は電話で被害者の苦しみや悲しみなどの相談に乗るだけという支援しかできませんでしたけれども、この20年の間に、先ほど平井さんの講演でお聞きいただきましたように、大きく支援が変わりまして、私たちこの静岡の支援活動もいろいろ連携をした、各機関と連携をした支援活動を行えるようになってきています。

ですから、この20年の活動を振り返りまして、今どんなふうな支援活動を行っているのかを、ぜひ皆さんに知っていただきたいということで、このパネルディスカッションは、静岡県で現実どんなふうな支援が行われているのかということを知っていただくということが一つの目的でございます。

それと、私たちがこの活動を振り返って、どんなところが被害者の方々に役に立っていたのか、どんなところがまずかったのか、これから改革していかなければならないのか、というところを振り返ってみようではないか。また今後の、これからの20年はどのようにこれを充実させていったらいいのか、ということをお話の皆さんと一緒に考えてみたいということが、このパネルディスカッションの目的でございます。ぜひお聞きいただいで、一緒にお考えいただければというふうに思います。

まず、どのような支援活動が行われているのかというこ



とを具体的な事例で皆様にご説明したいと思います。最初に、支援センターの坪井さん、よろしくお願いいたします。

### 被害者支援の実例

坪井▶ 支援の実例を紹介させていただきます。

事件は、おとしの5月の深夜、三島市の国道1号線の交差点で起きた危険運転致死事件。死亡ひき逃げ事件です。被害に遭ったのは、専門学校に通う19歳の男性です。加害者、事件を起こしたのは20歳の若者です。加害者の20歳の若者は、仲間と沼津の居酒屋で酒を飲みました。その後、車を運転し、信号無視を繰り返して、三島市の国1交差点でも赤信号を無視して60キロ～70キロのスピードで交差点に突入しました。そして、19歳の専門学校に通う青年のバイクに衝突し、この青年を死亡させた上、現場から逃走しました。その後、加害者の若者は、父親に伴われ、警察に出席し、逮捕されました。

この事件から1ヶ月後、私は同僚の女性相談員と共に、被害者支援のため、被害青年のご両親の自宅を訪ねました。そこには、ご両親と共に被害に遭った青年のお姉さんもいました。ダイニングキッチンに、被害に遭った青年の遺影が置かれていました。その前でお話をお聞きしました。ご家族の様子、部屋の雰囲気から、この事件が起きる前までは、家族4人、きつと笑い声の絶えない、温かな、幸せに満ちたご家族であったということは容易に想像できました。

ご両親が語ってくれました。被害に遭った19歳の息子さんは、幼稚園児や保育園児にスポーツを教える教師になる夢を持っていたそうです。その資格を得るために、横浜の専門学校を選び、三島から横浜まで毎日、東海道線を使い、2時間半をかけて通っていたそうです。ご両親はこうも言いました。「横浜に下宿させたかった。しかし経済的理由でそうさせてやれなかった。下宿していれば、今回の事件には遭わなかった。」ともおっしゃいました。さらにご両親は、こんな話もしてく

### パネリスト

坪井 邦彰氏  
静岡県犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員

長谷川 留佳氏  
静岡県警察本部 警務部 警察相談課  
犯罪被害者支援室管理官

菅野 雄児氏  
静岡県弁護士会 犯罪被害者支援委員会 委員長

宮崎 真一氏  
藤枝市 市民文化部 協働政策課 係長

### コーディネーター

白井 孝一氏  
静岡県犯罪被害者支援センター副理事長兼センター長

れました。「息子には同じ学校に通う彼女がいました。二人は来年、学校を卒業したら一緒に生活をする約束をしていました。そのために、アルバイトで得たお金を二人で一緒に貯金していました。」こう、ご両親は話してくれました。

この事件の起訴罪名は、「自動車運転処罰法違反の危険運転致死罪」と「道交法違反のひき逃げ」です。危険運転致死罪は、飲酒運転や薬物運転などが極めて重大な事故、重大な結果に結び付くとして、厳罰を望む社会的運動の高まりを受けて、17年前にできたまだ新しい法律です。裁判は、殺人事件などと同様、裁判員裁判で行われます。

その裁判員裁判が、去年1月、地裁沼津支部で開かれました。被害者のご両親、お父さんとお母さんは、被害者参加人として、二人の支援弁護士と共に、法廷のバーの中、検察官の後ろの席についています。被害青年のお姉さんは、弟の遺影を抱きしめ、我々相談員と並んで傍聴席の前列2列目に。そしてその後ろの席には、被害青年の伯母など、親族・親戚の方がいらっしゃいます。

裁判の審理が始まりました。証拠調べに移りました。検察官が証拠の「捜査報告書」を読み上げます。法廷では、事件の概要が、事細かに明らかになっていきます。私の後ろの席から、被害者の伯母のすすり泣く声が聞こえてきました。この泣き声をきっかけに、傍聴席では被害者親族のすすり泣きの連鎖が続きました。私は、被害者の青年がいかに皆から愛され、可愛がられていたかを改めて思いました。

裁判3日目、被害青年のお父さんとお母さんが意見陳述に立ちました。意見陳述の中で父親は、こう述べました。「知り合いの人が「がんばってください」と声を掛けてくれる。我々を気遣っての善意の気持ちであることはよく分かっている。しかし、今、生きていだけでも辛いの、これ以上何をがんばればいいのか。」と、被害者の父親ならではの心情を吐露しました。続いて、母親が意見陳述に立ち、こう述べました。「息子の成人式の姿を写真に取めたかった。分かっていたことだが、息子が生きていれば届くはずの成人式の招待状はやはり届かなかった。」更に、被告に向かってこう言いました。「君は分かっているのか、息子を失った親の気持ちを。被告を厳罰に処してください。」母親はそう意見陳述をしました。判決は、懲役8年でした。判決内容は、被告の行為を「危険極まりない、悪質な犯行」と厳しく指摘した上で、自首の成立と被告の20歳という若さを酌量した判断でした。傍聴席の一番後ろの席には、初公判から判決公判のこの日まで毎日、亡くなった被害青年の彼女と、その彼女のお母さんの姿がありました。



判決公判後、被害青年のご両親が支援弁護士を通して、マスコミにコメントを出しました。「かけがえのない私の子どもは、いつになっても戻ってこない。涙が流れない日はない。このような危険極まりない暴走運転の末の痛ましい事件は、絶対あってはならない。」被害青年のご両親のコメントです。以上です。

白井▶ どうもありがとうございました。この交通事故につきましては、警察、それから弁護士会も支援に関わったということですが、それぞれどんな支援活動をしたのかということをご紹介していただきたい。最初に警察の長谷川さんの方から。

長谷川▶ 警察では、事件の発生と同時に被害者支援を開始しました。警察は被害者を保護し協力を得ながら、捜査をして犯人を捕まえるわけですから、被害者支援は、警察本来の仕事というわけです。

さて、ご遺族は、突然、最愛の家族の死に直面をされました。眼の前が真っ暗で、すぐ混乱されていらっやいましたので、これから何をどうしていいのかわからないのが普通です。警察では、支援を担当する職員を指定しまして、この支援担当者が被害者の傍に付き添いながら、支援に当たりました。そして支援担当者が、これからの捜査の流れを説明したり、ご遺族からのちょっとした疑問にもできる限り答えるなど、必要となる「情報の提供」を行ってまいりました。つまり、事件発生直後は、ご遺族が直面する不安や問題、疲労などを少しでも軽減することを中心に支援を行ったということです。また、この事件は、飲酒、暴走、ひき逃げという内悪、卑劣な事件でしたので、マスコミが、直接ご遺族の自宅に来るなど、相当に取材が過熱しておりました。そこで、ご遺族からの要請を受けまして、支援担当者が、取材自粛の要請をマスコミに行っております。さらに、通夜・葬儀の際の助言を行うなど、様々な面でご遺族が必要とする支援を行っております。ご遺族はまた、静岡犯罪被害者支援センターさんの支援も希望されておりましたので、警察は支援センターと協力して、その後の支援に当たらせていただいております。以上です。

白井▶ ありがとうございます。そうすると、警察というと「捜査」とすぐに私たちは念頭にあるんですけど、捜査ということだけではなくて、具体的にその被害者の方々に情報提供したり、付き添ったり、という支援の活動も行っているということですね。

長谷川▶ そうですね。被害者の一番傍にいたいことができるのが、やはり警察だということです。





白井▶ ありがとうございます。また後で詳しい話を聞きたいと思いますが、続いて弁護士もいろいろこの交通事件の支援に関与されたということですが、どんな活動をされたかご紹介いただきたいです。



菅野▶ 今ご紹介のありました事件では、弁護士2名が加害者の起訴後に被害者のご両親と面談しております。それ以降、支援センター、警察、検察等の各機関と連携しながら、支援を行ってまいりました。

具体的な本件における弁護士の活動といたしましては、刑事裁判手続の流れや今後の見通しですとか、被害者のご遺族として利用可能な制度、どういったものがあるかというようなご説明をさせていただいて、その後、刑事裁判記録の閲覧や謄写、ご両親が刑事裁判の中で行う意見陳述等に関する打合せを重ねました。また、本件では、ご両親が共に、刑事裁判への被害者参加を行っていらっしゃいましたので、弁護士2名も刑事裁判に出席をし、バーの中で刑事裁判に関与をしておりました。

実際の刑事裁判では、ご両親との事前の打合せを踏まえて、被告人が本件事故前に自身のSNS、具体的にはFacebookだったそうですが、Facebook上に暴走行為を行っている映像をアップしていた点等について、支援弁護士が直接法廷で被告人に対し、質問を行う等の活動を行っております。

また、本件では、事件前に被告人と仲間が居酒屋で酒を飲んだ後に、2名でそれぞれの自動車で競い合って車を運転して、今回の事故が発生したというような経緯もございましたので、この仲間1名についても、危険運転致死罪の共犯として、検察官送致がなされたそうなんですけれども、こちらの方は不起訴処分となったということがございました。そのため、弁護士は、ご両親と協議をした上で、この仲間についても、危険運転致死罪の共犯として起訴することを求めるべく、検察審査会への申立を行いました。結果的には起訴は叶わなかったというふう聞いております。

これまでご紹介した活動は、主に被告人に刑罰を科すための刑事裁判に関わる活動でございますが、本件では刑事裁判とは別に、被告人に対して被害者の方が、亡くなったことにより発生した損害金額の補償を求める民事裁判も行っておりまして、ここでも支援弁護士が代理人として活動しております。

以上のように本件では、刑事・民事の両面で弁護士による支援を行った事例でございます。簡単ではございますが、本件における弁護士の支援活動の概要をお話させていただきます。

白井▶ ありがとうございます。最初に坪井さんに伺いたいのですが、この事件では、裁判所への付き添いだけではなくて、検察庁とか弁護士との打合せなどにも付き添いされましたか。

坪井▶ はい。最初の面談から公判支援まで付き添いました。

白井▶ 今お聞きになってお分かりいただけると思いますが、最初に事件が起きて被害を受けると、一番最初とにかく警察に行くことになるわけで、そうすると被害者の方が警察に行ってもですね、実際には頭の中が真っ白で、何がなんだか分からないという状況の中で、そこでいろいろ警察から訊かれることに答えなくてはならないという非常に大変なことを強いられるわけですけども、そういうときに担当する警察の方で被害者の立場に配慮した形で、いろいろ被害者の立場に立った支援をしてくださる。しかしながら、それだけでは被害者の方は困りますので、支援センターの支援員がご自宅に伺ってお話を聞いて、そして今度は検察庁に行く、或いは弁護士のところに相談に行くというときに、支援センターの者が付き添うというふうになっているわけです。

そして、弁護士のところに行き着きました。そうしますと今度は弁護士が、それを引き継ぎまして、どのような手続で刑事事件が進むのか、どんな手続で加害者への損害賠償をするのか、ということを中心に説明をした上で、刑事裁判に望み、民事裁判に望むということも今度は弁護士が支援する。また、支援センターの相談員がそうした活動にも付き添って行くという活動をしているということでございます。

これらの活動はお分かりいただきましたように、だいたい裁判が終了するまでということになりますが、そのような活動をしていくためのシステムというか、法的な根拠と言いますか、それぞれの機関でどんなシステムとか、根拠に基づいた活動をしているのかということも今度は詳しく説明をしていただくようにしたいと思います。

まずは支援センターの坪井さんの方から、支援センターでの活動のルールと言いますか、そういうものをご説明いただきたいです。



## 被害者支援の実情

坪井▶ まず被害者支援の流れについてお話しします。被害者からの相談や支援の要請は、警察を経由してのルートと支援センターへの直接の相談電話、この2つルートから入って来ます。まず警察ルートです。情報提供があった場合、即日、すぐに被害者や被害関係者に電話を入れます。そしてまず、支援センターの活動内容を説明します。次に、支援希望者の心配事、今どのようなことに困っているのか、どのような支援を希望するかをお聞きします。「受けられる支援は全て受けたい」という方がほとんどです。警察ルート、支援センターへの相談電話においても、被害者と面談した方が良いと判断した場合は、できるだけ早い機会に被害者との面談を行います。

被害者支援で一番に心掛けているのは、「スピードある被害者支援」です。その理由は、被害者の方の再被害防止、これが一番の理由です。もう一つは、事件の司法手続は、被害者感情とは関係なく、「待たなし」で進められていくためです。この面談を元に、臨床心理士によるカウンセリング、警察、検察庁への付き添い、支援弁護士の紹介、法律相談への付き添い、裁判への付き添いなどの直接支援をさせていただいています。支援センターの職員は6人で、常に支援ボランティアの方31人の方々に支えられて電話相談とか、直接支援にあたらせていただいています。

白井▶ 今年ですでに20年ということで、かなり長い間支援活動をして、坪井さんの方も10年近い支援経験というものをお持ちだと思いますけど、この支援活動の中で、現在の変化と言いますか、どんなところを感じておられますか。

坪井▶ ここ10年近く支援をさせていただいている中で特に感じるのは、被害者自身が声を大にして、理不尽さを訴えることが多くなっているということです。被害者が法廷に立つのが当然の時代になったと実感しています。

今から7年前ですが、小学校低学年の女の子が被害に遭った強制わいせつ事件の被害者支援をさせていただきました。被害者少女の母親と初めて面談した時、母親は3つの願いを我々に語りました。一つは、娘のために親としてできることは全てしたい。これが一つ目です。二つ目は、事件の徹底解明です。これが二つ目です。三つ目は、このような事件がごく身近で起きていることを世間に知らせたい。警鐘のためにも、この種の事件の再発防止のためにも、マスコミにもこの事件をしっかりと報道してもらいたいとさえ語りました。事件から4ヶ月後、犯人の若者が逮捕されました。被害に遭った少女は7人にも上ることが判明しました。

この母親は裁判に被害者参加し、そして証言台の前に立ちました。「事件後、娘は外で遊ぶことができなくなった。一人で留守番もできなくなった。娘の将来へ

の影響、トラウマが心配です。」母親は、娘の被った心の傷の大きさを切々と訴えました。そして求めました。「法定刑内の最高の刑罰を被告人に科してください。」と、意見陳述を行いました。判決は、懲役10年でした。この判決に母親は大きくうなずきました。

平成21年から裁判員裁判が始まりまして9年が経ったわけですが、県内で死刑判決が出た事件は3件ありました。「3件も」と言った方が正しいかもしれません。この三つの死刑事件のいずれも事件発生直後から裁判が終わるまで、それぞれのご遺族の支援をさせていただきました。三つの事件の死刑判決言い渡しも、私もご遺族と共に傍聴席で聞きました。この三つの死刑事件の裁判でも、被害者の母親が、兄が、弟が、それぞれの遺族が、肉親を失った無念さ、悔しさ、悲しみを、裁判員や裁判官に訴えました。

ここ10年を通して感じることは、被害者、被害者家族、遺族の声が大きな後押しとなって、また警察・司法の取り組みもあって、刑事司法における支援はかなり充実してきていると考えています。

白井▶ ありがとうございます。では、そういった経験を踏まえて、これからの課題については、どのように考えておられますか。

坪井▶ 今、お話しした強制わいせつ被害に遭った女の子は、加害者と同じ年頃の男性を見ると震えが止まらず、事件から一年半も外に出て、友達と一緒に遊べなかったそうです。

また別の性犯罪では、幼い女の子が近所の男から被害を受けました。再被害防止のため、被害者一家が引っ越ししたり、引っ越し先が見つかるまで母親の友人の家を泊まり歩いたりするケース等も多々ありました。

被害者の精神的、身体的被害の回復のための施策、被害者の経済的被害の回復のための施策など、被害者の生活支援策と言ったらいいでしょうか、それが今後の課題だと考えています。

白井▶ ありがとうございます。現在、基本計画については、第4次の5か年の基本計画というものが検討されているようなんですけれども、そうした精神的、身体的被害の回復のための施策、経済的被害のための施策というものを、ぜひともこういった計画の中で充実させていかなくてはいけないと思います。

では、続きまして、警察の長谷川さんに警察の方での支援のことをご説明いただきたいです。







**長谷川**▶ それでは、警察における支援を、もう少し詳しく説明させていただきます。

被害者支援は警察本来の仕事だということをお話をしましたけれども、警察はやはり犯人を逮捕、検挙し、事件を解決しなければなりません。そのためには被害者の方から被害の様子を聞いたり、犯罪現場を確認していただくなくてはならないわけです。ですが、被害者の方にとっては大変辛いことなわけですね。特に、性犯罪なら高更のことです。ですから警察の支援担当者が被害者の傍に寄り添って、精神的な支えとケアを行うという最も大切な部分の支援を行っているということです。これは警察でなければいけないこと、警察だからこそできること、そういう風な部分だと考えています。

さて、警察の支援制度について話を進めますと、例えば傷害事件などの被害者の方にとっては、まず医療機関の治療が必要となります。特に性犯罪被害に遭われた方には、「緊急避妊」や「人工妊娠中絶」などの早急な医療が必要となってきます。このような医療費は、被害者の方にとっては突然の出費になりますので大変です。同時に、警察としても、警察の捜査にも医師の診断などが絶対に必要となってきます。警察では、これらの経費を公の費用、いわゆる「公費」で負担して、少しでも被害者やその家族の負担を減らせるよう経済的な支援というものを行ってあります。支出要件等についての説明は省略させていただきますけれども、公費で負担しているのは、「初診料」、「診断書料」、「検案書料」、「緊急避妊」、「人工妊娠中絶」、「性感染症検査」、「カウンセリング費用」、「一時避難場所の確保費用」、「ハウスクリーニング費用」の九つとなっております。静岡県警察では、平成13年から本格的に予算化を進めた結果、現在は、必要な支援を必要な方に届くだけの予算化を図っております。被害者やその家族の方の経済的、そして精神的負担の軽減に取り組んでおります。

さて、事件発生した後の嵐の様な状況が一旦は収まったとしても、被害者やその家族の方は、これだけでは終わらないというのが実情です。被害者やその家族の方、とりわけ性犯罪の被害者の方には、大きな心の傷がやはり残ってしまいます。これはなかなか消えるものではありません。被害者の支援には、心のケアが必要不可欠なわけです。そこで、静岡県警察では、平成14、15年に臨床心理士の資格を持つ人を警察官として採用するなど、精神的な支援の強化に取り組んでまいりました。現在は、被害者やその家族の方に、臨床心理士資格を持つ警察官によるカウンセリングを受け

ていただくこともできますし、専門の医療機関等のカウンセリングを公費により受けていただくこともできます。このように、警察では、事件発生直後の担当者による支援のほか、公費負担による経済的支援、その後も犯人逮捕や捜査などの情報提供、裁判への付添い支援など、支援センターさんと協力して行っております。

最後に、警察の支援現場を少し紹介させていただきますと、今は、窓に鉄格子が入ったような取調室のような部屋で被害者やその家族から事情聴取をしたり、説明をすることはまずありません。外部からは見えない、落ち着いて話ができる部屋を使っていますし、新しい施設では、温かい色調で、被害者の方が少し横になれるような専用の相談室を用意しています。また、支援担当にあたる者は、いつも「私たちが傍にいますよ。何でも聞いてくださいね。」と、常に声を掛けるようにしていますし、何か質問する時は、どうして必要なのかできるだけその理由を説明しています。当たり前のことですが、話を聴くときは、「椅子に横掛けてください。」と促しますし、性犯罪被害に遭われた方には特に被害者の後ろには立たないというようにしております。ほんのちょっとしたことですが、被害者やその家族が、少しでも精神的に落ち着けるように心を配って支援に当たらせていただいております。警察で行っている支援内容でございます。以上です。

**白井**▶ ありがとうございます。今、ご説明いただいたようなことを、被害者の方に説明するようなパンフレットのようなものが警察に置いてありますか。

**長谷川**▶ 警察では、「被害者の手引」という冊子を用意させていただいております。事件が発生しましたら、事件担当者が被害者の方、そして家族の方にパンフレットをお渡ししまして、そして制度ですとか、捜査の流れですとか説明させていただいております。急に説明してもなかなか覚えきれぬものではないので、とりあえずお渡しをして、そして被害者の方や家族の方が必要なときに支援担当者が説明をするような心掛けもしております。

**白井**▶ 分かりました。ありがとうございます。続いて、それでは菅野弁護士の方から、弁護士会の支援活動についてお願いします。

**菅野**▶ 皆さんは弁護士がどのような形で被害者支援に関わっているかご存じでしょうか。犯罪が発生した時に弁護士が関わる場面として、思い浮かべる場面としては、加害者の、被疑者・被告人の弁護をしている場面をイメージされる方も多いかと思いますが、弁護士は被害者側でも様々な支援活動に携わっております。一部ですけれどもご紹介させていただきます。

まず事件発生直後は、捜査機関に対して、被害届を提出したり、告訴状の作成をした上で提出をしたりですとか、そういった形で加害者の処罰を求めるといっ

たこととすとか、マスコミから被害者側に取材等で接触があるような場合には、窓口となってマスコミ対応を行うこともございます。そして実際に捜査段階に入りますと、被疑者側との示談交渉の窓口となったり、捜査の結果、被疑者が不起訴処分となった場合には、その不起訴処分が妥当か否かということについて審査を求めるべく、検察審査会へ申立を行うということもございます。

そして捜査終了後、被疑者が起訴された、刑事裁判にかけられたという場合には、被害者側が刑事裁判に参加する「被害者参加の申立」、或いは「損害賠償命令制度」と申しまして、これは刑事裁判を担当した裁判所が刑事裁判記録を引き継いで、民事裁判より簡易で迅速な手続きで、被害者側から加害者に対する損害賠償請求についての審理を行うという手続きについての申立等を行うこともできます。そして実際刑事裁判が始まると、傍聴の付き添いですとか、被害者参加弁護士として関与するといった活動を行います。また、刑事裁判のみならず、加害者に損害賠償を求める民事裁判の代理人としての活動なども行っております。先ほどの事例報告でも出て参りました被害者参加制度についてあまり馴染みがないという方も多いかと思いますが、簡単に説明をさせていただきます。

被害者参加制度は、刑事訴訟法の改正によって、今からちょうど10年前の平成20年12月1日から運用が開始された制度です。被害者参加制度においては、殺人や傷害致死、強姦いせつといった一定の重大犯罪の被害者本人やご遺族が刑事裁判の法廷内において、傍聴席ではなくパーの中に入って着席をすることができます。また、証人に対して一定の事項について直接尋問をしたり、被告人に対しても直接質問をしたりすることもできます。さらに、検察官の求刑とは独立に求刑をすることもできます。この被害者参加制度ができたことによって、それ以前は主体的に刑事裁判手続に関与することができなかった被害者やそのご遺族の方が、被害者参加人として刑事裁判に関与することができるようになりました。そして、今申し上げたような被害者支援活動につきましては、弁護士に委託をすることができます。

次に弁護士費用の援助制度等についてのご説明を簡単にさせていただければと思います。これまでご紹介させていただきました活動を弁護士に依頼することになりますと高額な費用が掛かるのではないかとということでためらいを感じる方もいらっしゃるかと思いますが、経済的に困難であることについての一定の資力要件等を満たす場合には、弁護士費用等の公的な援助制度というものがございまして、そちらを利用させていただくことが可能です。この援助制度というのは、弁護士の活動内容によっていくつかに分れているんですけれども、簡単に説明させていただきます。まず一点目として、一定の犯罪被害を受けた方やその親族の方、ご遺族の方が刑事裁判、少年審判や行政手続き等の活動を希望される場合には、「犯罪被害者法

律援助制度」というものを利用することができます。また、先ほどご説明させていただきました「被害者参加制度」においては、弁護士による援助を希望される場合には「国選被害者参加弁護士制度」というものがございまして、そちらをご利用いただくことで国が弁護士の費用を負担してくれるということになっております。また、民事裁判等で弁護士に依頼したい場合にも、「代理援助制度」というもので、「法律扶助」という援助を利用させていただくことができます。これらの制度については、いずれも「法テラス」という機関が窓口となっております。

今申し上げましたように、経済的に弁護士に依頼することが困難であると思われる場合でも、資力要件を満たす一定の場合には、このような制度を利用することにより、経済的負担を軽減、或いは、経済的負担なく弁護士に依頼することが可能となる場合もありますので、方が一、犯罪被害に遭われた場合には、費用のことについても弁護士に相談していただければと思います。どの弁護士に相談したらよいかということも分からないという方もいらっしゃるかと思います。法テラスでは犯罪被害者支援に関する研修を受ける等の一定の要件を満たした弁護士を紹介するという制度もございまして、静岡県弁護士会の静岡・浜松・沼津の3支部では、初回無料の犯罪被害者相談を実施しております。

また、支援センター経由で弁護士による法律相談を実施することもございまして、それから性被害に遭われた方に関しましては、性暴力被害者のワンストップ支援を目的として本年7月に開設されました「静岡県性暴力被害者支援センター（通称：SORA）」と弁護士会は連携しております。法律相談も実施しております。今申し上げた「SORA」につきましては、皆さんのお手元にリーフレットが配布されているかと思いますが、また後ほどゆっくりご覧になっていただければと思います。その他の関係機関につきましても、弁護士への相談をご希望される場合には、相談窓口を紹介していただけたと思いますので、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

駆け足になりましたが、弁護士が様々な被害者支援の現場で関わるができるんだよということ、それから費用についても援助する制度があるんだよということ、それから窓口もいくつかあって気軽に相談していいんだよということを頭の片隅に置いていただければと思います。以上です。





白井▶ どうもありがとうございます。これまでの説明はだいたい捜査から裁判が終了するまでということですが、実際の被害者の方々は事件が起きたときから、生活費に困ってしまうとか、いろいろ生活上の支障が生じてきます。自宅が事件の現場になったという場合には、避難先の住宅を確保しなくてはなりません。一家の支柱がお亡くなりになったということになれば、生活費をどうして保障するのか、ということも問題になってきます。或いは、傷害事件などで怪我をすれば、健康保険や介護保険などの利用も問題になってきます。

そうした被害者にとって生活上の支援で、一番身近にあるのは市町村などの自治体ということになります。こうした問題を早く捉えて条例を作っていたいただきました「藤枝市犯罪被害者支援条例」というのが、静岡県では進んだ条例を作っていたいただきましたので、藤枝市の協働政策課の宮崎さんの方からそのお話を伺いたいと思います。

## これからの支援



宮崎▶ 私からは、本市が「犯罪被害者等支援条例」の制定に至った経緯と内容、さらに条例制定後の支援の状況などについて説明させていただきます。

まず、条例の制定に至った経緯ですが、これは平成27年度11月議会での議員からの質問がきっかけでした。質問の具体的な内容はこうです。「犯罪被害者の支援状況について、市区町村レベルで条例を制定しているのは全自治体の約2割。見舞金制度を実施しているのは全自治体の約6%。生活資金などを貸し付ける制度を実施しているところは、全自治体の約0.5%という状況だが、藤枝市は、犯罪の少ないまちとはいえ、条例を含め、何らかの支援策は必要ではないか？」という質問でした。これに対して藤枝市長は、「『選ばれるまちふじえだ』の実現のためには、誰もが安全で安心して暮らせる街にすることが最も重要な政策であると考えており、そのためには、犯罪被害者への支援について、どのような政策が考えられるか、しっかり検討をしていく」と回答いたしました。このやりとりが条例の制定に至りました。この頃は、静岡県が総合的な支援計画を作成していたこともあり、藤枝市としても、それに連携することで、施策の実効性が高められるのではないかとことを考えました。

また、県内には、犯罪被害者支援に特化した条例の制定がされていなかったこともあり、そのような状況の中で犯罪被害者支援に特化した条例を制定することは、藤枝市が犯罪被害者の方の支援に取り組む決意

を被害者の方々に伝えられること、また、それがきっかけとなり、市民生活に密接な関わりを持つ他の自治体により一層支援の輪が広がるきっかけになるのではないかとことが考えられました。

そのような経緯により、平成28年度に犯罪被害者支援に特化した「藤枝市犯罪被害者等支援条例」が、県内に同様の条例がない中で初めて制定されました。

次に、条例の内容についてです。条例の内容は、被害者支援の具体的な施策に関する規定や支援体制に関する規定で構成されています。このうち、被害者支援の施策には、総合窓口の設置や見舞金、物品の貸与などを規定しています。支援の対象者は、施策の内容によっては、藤枝市民だけに限られてしまうものもありますが、性質上可能な限り、広く、犯罪被害者やその遺族の方にも及ぶよう運用しております。また、支援体制の整備にあたっては、条例の規定を受けて、平成30年に藤枝市犯罪被害者等支援推進基本計画を策定いたしました。この計画は、藤枝市役所内の15の関係部署と藤枝警察署、そして静岡犯罪被害者支援センター様にも委員に加わっていただいております。これにより、犯罪被害者の方やそのご遺族の方を支援する実務レベルの体制が、より一層高まることとなりました。

さらに、支援体制については、平成28年度中に、藤枝市と藤枝警察署、また藤枝市と静岡犯罪被害者支援センターが締結した連携協定がございます。これは、お互いに支援に必要な情報のやり取りをはじめとする、円滑な支援を実施するための取り決めを交わした協定であります。また市役所内には総合的な相談窓口である「市民相談センター」というものがありまして、被害者の方の実状に合わせた支援や関係部署との調整を行うことが可能です。

藤枝市は、条例制定から現在までに行った支援として、見舞金を支給した事案が2件ございます。いずれも、凄惨な殺人未遂事件被害に遭った方が対象でした。この見舞金を支給する際に、その協定に基づき藤枝警察署が仲介役になり、被害者側の精神的負担や労力を極力減らすことができるよう、被害者の方に関する情報提供や、書類のやりとりなどを可能な限り代行していただきました。被害者側の事情を良く把握する警察署の協力があって、適切な支援業務を行うことができました。



最後に、現状の課題としましては、犯罪被害者支援の内容の周知方法にまだ改良の余地があるということです。今後はリーフレットの作成やホームページの更なる整備などを通じて、支援が必要な方々にしっかりと情報を届けてまいりたいと思います。以上でございます。

白井▶ どうもありがとうございます。このような条例を持っているところは藤枝市と、先日、東部の長泉町で制定していただきましたが、二つしかございません。明日から藤枝市の方に引越そうかというふうに思いたくなるようなお話でございますけれども、ぜひとも皆さんの市町にお帰りになりましたら、「こういう条例を制定してほしい」と声を上げていただきたいと思っております。

それでは、だいぶ時間も押し迫りましたけれども、これからの被害者支援ということで、一言ずつそれぞれパネラーの方からご発言をいただきたいと思っております。

まず、県警の長谷川さんの方からお願いします。

長谷川▶ 警察の被害者支援は、今後も本来業務として続けていきます。ですが、警察の支援は、そのほとんどが犯罪発生、被害発生直後から暫くの間に限られてしまいます。また時間の経過によりその支援内容も絞られてくるのが現状です。

例えば、放火でアパートを焼け出された、そして不幸にも旦那さんが亡くなってしまった奥さんと幼児のお子さんは、次の日からどこに住んで、生活はどうなるのかということなんですね。身内も頼れず貯金もないような場合、警察では、一時避難として3日間に限り、ホテルなどへの宿泊代だけは公費で負担することができますが、生活に関しては、これ以上の経済的な警察の支援はないのが現状です。そうすると、例えば公営住宅への優先的な入居ですとか、生活保護、奥さんの働く場所探し、そのための子どもさんの保育など、警察ではできない中長期的な支援が必要になってくると考えます。

ここにお集まりの皆さんはもとより、犯罪被害者支援センターさん、そして団体や関係機関が、共に連携・協力して進めていく必要があると考えております。それにはまず、やはり先ほどお話にもありましたように市町の行政機関による中長期的な支援、そしてそれを制度化しました条例が、最も必要ではないかと考えています。県内の駿東郡長泉町では、先ほどのお話のとおり10月に犯罪被害者支援条例が制定されました。これは、裾野警察署に設置されました訪問機関「裾野警察署協議会」が、長泉町などに働きかけまして、町長、そして町議会のご尽力により支援条例の制定が実現されたものです。藤枝市の条例と同様に、この条例が、長泉町にお住まいの方の安心と安全につながるものと信じております。

それにしましても、静岡県内の市町の条例化は、まだまだ始まったばかりです。全国には、市町のほとんどが条例化している県もありますので、警察としましても、今後、様々な機会を通して働きかけを続けていきたい

と考えています。最後に、支援に欠かすことができないのは、社会の一人ひとりが被害者の心情を少しでも理解して、被害者やその家族の方を温かく受け入れる社会全体の意識の醸成が必要なのではないかなと考えています。

白井▶ ありがとうございます。続いて、弁護士会の菅野さんの方から。

菅野▶ 被害者支援活動は、支援センター、警察、検察、行政等の関係機関との連携なくしては行うことはできません。これまでも弁護士会では、関係機関との連携を密に行いながら、被害者支援活動に携わって参りましたが、まだまだ十分とは考えておりません。例えば、現在、当委員会では、社会的注目の高い事件等で、事件発生直後から弁護士支援が必要となるケースについて、関係機関と協議を行いながら、一早く弁護士支援に繋ぐことのできる体制作りを検討しているところがございます。このように、今後も関係機関とのより一層の連携を図り、さらに充実した被害者支援活動を行うて参りたいと考えております。

また、被害者支援活動を行うにあたっては、犯罪被害者やご遺族に二次被害を与えないための法律相談における配慮や法制度の理解等、支援弁護士一人一人のスキルや知識が非常に重要になって参ります。弁護士会においては、犯罪被害者ご遺族や他県の弁護士会の弁護士を講師として招くなどして、定期的に研修会を開催し、支援弁護士のスキルアップを図っております。今後もこれを継続し、より質の高い支援をご提供できるよう、努めて参りたいと考えております。

そして、先ほど来、市町レベルでの犯罪被害者支援条例制定の必要性に関するお話がございますが、市町は犯罪被害者やご遺族にとって頼ることのできる最も身近な組織であり、市町において支援制度を確立することは被害者支援において非常に重要なことであると考えております。

しかしながら、県内では、同条例が未だ藤枝市と長泉町にしか制定されておりません。当委員会においては、県内全市町に同条例を制定していただくための活動を行うべく、本年、県内の各市町に同条例に関するアンケート調査を実施しております。その結果、同条例の制定が必要ではあると考えているものの、どういったふうに取り組みでよいか分からない市町が多いという実態が見えて参りました。そのため、今後、条例制定に関する研修会やシンポジウムを企画する等して、条例制定の必要性や重要性等を各市町に認識していただき、関係機関とも連携をしながら条例制定の機運を高めて参りたいと考えております。このように、現状に満足することなく、被害者支援の更なる充実を目指して参りたいと考えております。以上です。

白井▶ どうもありがとうございます。それでは、支援センターの坪井さんの方から。



坪井▶ 被害者の想いに寄り添った支援。そのための関係機関との連携。この二つの大原則は、今後も全く変わらないと思っています。

今から三年半前、浜松市鍛冶町のスクランブル交差点で起きた殺人、殺人未遂、ひき逃げ事件の被害者支援をさせていただきました。この事件で31歳の女性が死亡し、その夫と生後10ヶ月の長女など4人がケガを負いました。この事件の裁判が、去年10月から11月にかけて、地裁浜松支部で開かれました。

判決公判の後で被害者の女性の34歳の夫は、亡き妻との思い出の写真を手に、記者の質問に一つ一つ丁寧に答えました。その時の彼の言葉です。「二年半前の事件発生前の生活は、当時の日常は戻ってこない。我々の主張が認められて嬉しいとかではなく、今はただただ悲しい。」と語りました。二度と戻らないかつての日常。癒えることのない心の傷。「今の生活が、ただただ悲しい。」と彼は語りました。そして、彼はこうも言いました。「娘が大きくなったら、この事件について伝えるべきことは全て娘に伝えたい。」とも言いました。今、3歳の彼の娘が成長し、彼から事件の話聞いたとき、また事件の時や裁判の時の新聞記事などを目にしたとき、彼の娘は何を思うだろうかと考えました。きっとその時、彼の娘は、父親の自分に対する、そして亡き母親に対する限りなく深い愛情を実感するだろうと思いました。更に、事件発生直後から、そして裁判を通しての父親の真摯な対応を、取り組みを、娘としてずっと誇りに思うだろうとも思いました。彼と別れた帰り道、私はこんなことを思いました。「今回も犯罪被害者支援の現場で、被害者の方から多くのことを教えていただいた。人生の機微に触れる多くのことを学んだ。いや、まさに今、学んでいる」と、そう思いました。

犯罪被害者にとって、犯罪被害を完全に克服することは、一生掛けても不可能かもしれません。しかし、その傷が少しでも癒え、被害者が人生の次のステップに向けて乗り出してくれるのが、我々の最大の願いです。今後も少しでもそのお手伝いができればと思っています。以上です。

## ま と め

白井▶ どうもありがとうございました。パネルの皆さん、ありがとうございました。

時間が短かったので、恐らく至らなかった点もあるかと思いますが、会場の皆さんはいかがだったでしょうか。こんな支援活動や制度があったのか、と今日初めて聴かれた方もおられるのではないかと思います。私たちの日常生活の中では、犯罪に遭うということは滅多にありません。ですから、新聞記事やテレビで報道されても、ついつい他人事で済ましてしまいます。ですが、今日ご紹介した交通事故の被害のようにいつ犯罪の被害に遭うかわかりません。自分だけでなく、家族、友人、仕事の仲間など、広げてみますと犯罪に遭う機会というのは一層多いはずで、

そんなときに、ぜひとも、今日お聞きになった私たちのこの支援を思い出していただきたいと思えます。そして、遠慮なく、いつでも気軽に利用していただきたいと思えます。ご自分のことだけでなく、近い人に被害に遭った人が出た場合にも、どうぞ遠慮なく、このシステムをご利用ください。どんなに素晴らしい支援システムを作っても、利用しなければ意味がありません。また、被害者の方々の役に立たなければ全く意味がありません。ですから、ぜひとも、この支援活動をご利用いただきたいと思えます。支援センターに連絡をいただいてもいいですし、警察の方にご連絡をいただいても結構です。また、自治体の窓口や弁護士会にご連絡をいただいても結構ですので、どうぞ被害が起きたときは早い段階でご相談ください。そして、もしできればこの支援活動にボランティアとして参加していただければ、誠にありがたいです。

私たちが次の20年に向かって、もっと利用しやすく、もっと被害者に役立つ支援の改革を進めていきたいと思えます。それをお約束して、このパネルディスカッションを閉じさせていただきます。

どうぞご清聴ありがとうございました。

## 「長泉町犯罪被害者等支援条例」制定

長泉町、裾野警察署、静岡犯罪被害者支援センターとの犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定締結式



(左から) 白井副理事長、池田治町長、水嶋春彦署長

平成30年9月に、県内の町では初めての単独条例となります「長泉町犯罪被害者等支援条例」が制定され、同年10月1日から施行されました。長泉町では、この条例に基づき、総合的な相談窓口の設置や、死亡時に30万円、1か月以上のケガなどの場合に10万円の慰謝金を支給、日常生活支援などを行います。

更に、9月25日には長泉町役場におきまして、長泉町と裾野警察署と当センターとの間で犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結し、犯罪被害者の二次被害防止に配慮し支援を行うこと、円滑な支援を行えるよう、相互に連携を図りながら積極的に協力することが定められています。

藤枝市の条例制定を機に、長泉町に制定され、他の自治体におきましても犯罪被害者等支援条例の制定の動きが進みつつあります。今後、県内のどの地域に居住していても、同じように支援が受けられ、犯罪被害者やご遺族が孤立することなく、平穏な生活を取り戻せるように社会全体で支えていくために、早急に全市町に条例が制定されるよう取り組んでいきます。

平成30年度も、警察署を始め、保護司会やロータリークラブ等で講話をさせていただきました。

また、1月11日にグランシップで行われました静岡県警察年頭視閲式の会場において、犯罪被害者支援室にご協力いただき広報活動を行いました。



また、犯罪被害相談員及び直接支援員、支援ボランティアに対する継続研修会を開催すると共に、静岡県弁護士会犯罪被害者支援委員会のご協力をいただき、犯罪被害相談員を始め、弁護士、警察、精神科医、臨床心理士の方々と事例検討会を開催しました。



## ～静岡県立静岡商業高等学校音楽部の皆様による演奏～



静岡商業高等学校の皆さん、素敵な演奏をありがとうございました。

社会貢献活動として、地域の様々なイベント等に参加し、演奏活動を続けておられる静岡県立静岡商業高等学校音楽部に所属する62人の生徒の皆様にご出演いただき、第3部の演奏会を盛り上げていただきました。

顧問の菊地先生から、平成29年度の講演会前に犯罪被害者支援活動に協力したい旨の申し出を受け、今回の出演が決まりました。菊地先生から「子ども達が被害に遭うことが多くなってきていて、親を亡くされた子どももいると聞きます。私たちの音楽を通して、少しでも被害者の方々に力を与えられたら嬉しいです。」とお言葉をいただきました。

今回のように若い世代の人達にも参加していただき、犯罪被害者支援の輪が広がることを強く願っております。

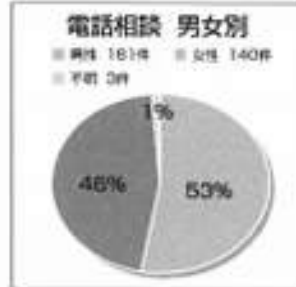


## 平成30年 相談受理状況

(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

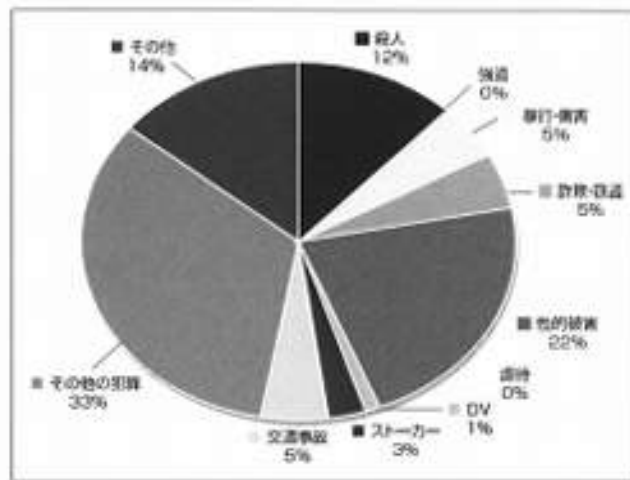
### 1. 受理件数 (件)

相談内容	件数	前年比
電話相談	304	△1
面接相談	3	△8
法律相談	14	2
合計	321	△7



### 2. 電話相談内容 (件)

内容区分	件数	前年比
殺人	36	27
強盗	1	1
暴行・脅迫	17	△3
詐欺・偽造	14	2
性的被害	67	△23
虐待	0	△1
D V	3	1
ストーカー	8	5
交通事故	16	△9
その他の犯罪	100	12
その他	42	△13
合計	304	△1



平成30年は、電話相談、法律相談、直接的支援の件数は、前年とほぼ同じとなっておりますが、面接相談(臨床心理士によるカウンセリング)については、被害者からの希望がなく、3件のみとなりました。これは、7月に「静岡県性暴力被害者支援センター「SORA」」が開設され、ワンストップ支援センターとして性犯罪被害者に特化した支援が充実されていることから、当センターへの性被害相談が減少し、面接に結びつかなかったと考えます。

また、直接的支援では、1～2年前に発生した事件の裁判が行われたため、公判の付添い支援が増加しました。地域別で見ますと、東部地区の支援が半数以上を占めました。

## 平成30年 直接的支援状況

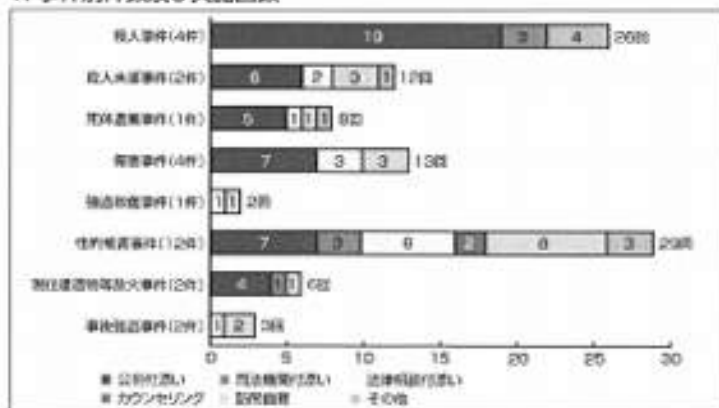
(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

### 1. 支援件数 (件)

支援内容	支援件数	前年比
公判付添い	48	19
裁判所・検察庁・警察署付添い	7	△3
法律相談付添い	14	△8
病院付添い	0	0
カウンセリング付添い	2	△5
訪問支援	19	4
その他支援(虐待防止、DV防止)	9	2
合計	99	8



### 1. 事件別件数及び実施回数



### 3. 情報受理経路別 (件)

警察情報	33(25)
都道府県庁	4(4)
その他	1(1)
合計	38(30)

### 4. 地域別 (件)

東部	17
中部	9
西部	4
県外	0
合計	30



## ～多くのご支援・ご協力ありがとうございます～



平成30年も多くの皆様から会費や寄付、更には、募金箱や寄付型自動販売機の設置、ホンデリングなど様々な形でご支援・ご協力をいただき、相談や直接的支援等の支援活動を行うことができました。心より感謝申し上げます。また、「犯罪被害者等支援講演会」におきまして、長年、賛助会員及び寄付者としてご支援いただいている方々に感謝状贈呈式が行われ、ご出席いただきました日機装株式会社技術開発研究所様と静岡市農業協同組合様に對しまして、白井副理事長から感謝状を贈呈させていただきました。



### 「寄付型自動販売機」

県内34箇所に自動販売機を設置し、売上の一部をご寄付いただきました。

**サントリービバレッジ: 18台** 矢崎エナジーシステム静岡支店、光サービス、かの川商店、サントリービバレッジ(浜松支店、三島支店)、調口病院、中部運転免許センター2台、森高野コミュニティー(高野マンション、高野コーポ)、SBSマイホームセンター袋井展示場、赤坂工務所(豊田工場2台、センタービル、中港工場、株クサナギ)、面三田製作所、オオイカメラ(6月まで)

**東海ビバレッジサービス: 2台** JA富士市ホワイトパレス、SBSマイホームセンター藤枝展示場

**コカ・コーラ: 3台** 加藤鉄筋工業㈱、善安庵まゝ田、藤野建設株式会社現場(11月まで)

**ダイトードリンク: 7台** 古庄自動車学校、静岡県交通安全協会、岩水寺、藤野建設株式会社現場2台、小林建設御崎場営業所、芙蓉ビル

**伊藤園: 1台** 角丸建設株式会社現場(2月まで)

**信濃商事: 1台** SBSマイホームセンター静岡東展示場

**全国被害者支援ネットワーク: 2台** オムロンフィールドエンジニアリング、オムロン株三島事業所



### 「ホンデリング」

寄付件数: 61件 317,263円

静岡県警察職員の皆様を始め、多くの方にご協力いただき、平成29年の寄付額187,259円を大幅に超える寄付となりましたこと、心より感謝申し上げます。

#### ～ご利用の皆様へお知らせ～

- ◆インターネットからの申込みができるようになりました。
  - ◆全国被害者支援ネットワークホームページ内「ホンデリング」から手続きができます。右をご参照ください。
  - ◆1度の申込みの箱数が最大3箱までになりました。
- これまで、申込み時の箱数の制限はありませんでしたが、配送料値上げに伴い、ガリブックス様の送料負担の軽減を図るべく、1度の申込みの箱数を制限させていただきましたことになりました。

クリック!!

「N23」(静岡コード)と入力ください。